

那覇市公報

第 1 7 8 7 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇ 告 示 ◇

- 随意契約の公表について（クリーン推進課）…………… 1049
- 令和3年（2021年）4月那覇市議会臨時会の招集について（総務課）…… 1050
- 那覇市公設市場使用料等の集金代行業務委託について（なはまち振興課）……
…………… 1051
- 那覇市保育所保育料等の収入事務委託について（こどもみらい課）………… 1052

◇ 公 告 ◇

- 農連市場地区防災街区整備事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧
について（まちなみ整備課）…………… 1053
- 制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について（公園管理課）………… 1054
- 那覇市精神障がい者地域生活支援センター指定管理者募集について（障がい福祉
課）…………… 1058
- 都市公園の設置及び供用開始について（公園管理課）…………… 1060
- 個人情報業務届出書の公表について（法制契約課）…………… 1064
- 保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について（法制契約課）…… 1067

◇ 上下水道局告示 ◇

- 那覇市排水設備指定工事店の新規指定について…………… 1070
- 那覇市排水設備指定工事店の新規指定について…………… 1071

◇正 誤◇

○那覇市公報第1786号の正誤（選挙管理委員会）	1072
--------------------------------	------

告 示

那覇市告示第 47 号

令和 3 年 4 月 13 日

掲 示 済

随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づき随意契約を行うので、那覇市契約規則第21条第1項第1号の規定により次のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

契約を締結する前

契約内容（役務の名称及び数量）	令和3年度花壇草花植栽維持管理業務委託
契約相手方の決定方法又は選定基準	以下の条件をすべて満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し最も低いものと契約する。 1 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。 2 本市内に拠点を有し、同種業務の円滑な履行が可能であること。 3 本市と契約実績あり、且つ同種業務の履行状況が良好であること。 4 市税を完納していること。 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は、同条第6号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
申請方法	本業務の参加希望者は、次項の書類を揃え、令和3年5月6日（木）から令和3年5月20日（木）までにクリーン推進課にご提出ください。 1 申請書 1部 2 法人登記簿謄本 1部 3 見積書 1部 4 実務経験証明書 1部 5 市税完納証明書 1部 6 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であることを、証明できる書類 1部
契約担当課	環境部クリーン推進課（889-3567）

* 詳細は契約担当課までお問い合わせください。

那覇市告示第 51 号
令和 3 年 4 月 14 日
掲 示 済

令和3年（2021年）4月那覇市議会臨時会の招集について

令和3年（2021年）4月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 招 集 の 日 令和3年4月22日（木）
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場
- 3 付 議 事 件 名
 - （1） 那覇市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
 - （2） 令和3年度那覇市一般会計補正予算（第2号）
 - （3） 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度那覇市一般会計補正予算（第1号））
 - （4） 専決処分の承認を求めることについて（那覇市税条例等の一部を改正する条例制定）
 - （5） 専決処分の承認を求めることについて（那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定）
 - （6） 専決処分の承認を求めることについて（那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例制定）
 - （7） 専決処分の報告について（那覇市国民健康保険条例及び那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）
 - （8） 専決処分の報告について（車両事故）
 - （9） 専決処分の報告について（工事請負金額の変更）
 - （10） 専決処分の報告について（損害賠償請求調停事件）

那覇市告示第 53 号
令和 3 年 4 月 14 日
掲 示 済

那覇市公設市場使用料等の集金代行業務委託について

地方自治法施行令第158条第2項にもとづき次のとおり委託したので、那覇市会計規則第34条第2項により告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 件 名 那覇市公設市場使用料等集金代行業務委託
- 2 委託業者 那覇市西1丁目19番7号
株式会社沖縄債権回収サービス
代表取締役社長 宮城 博
- 3 委託期間 自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

那覇市告示第 95 号
令和 3 年 5 月 6 日

那覇市保育所保育料等の収入事務委託について

地方自治法施行令第158条第1項及び子ども・子育て支援法附則第6条第5項により次のとおり委託したので、那覇市会計規則第34条第2項の規定に基づき告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

委託業者

沖縄県那覇市西1丁目19番7号
株式会社沖縄債権回収サービス
代表取締役社長 宮城 博

委託期間

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

公 告

那覇市公告第 12 号

令和 3 年 4 月 6 日

掲 示 済

農連市場地区防災街区整備事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧について

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年5月9日法律第49号）第143条第4項の規定に基づき、下記事業に係る図書を、同法第163条第6項又は同法第244条第2項の公告の日まで、縦覧に供します。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 名 称：農連市場地区防災街区整備事業
- 2 図 書：施行地区及び設計の概要を表示する図書
- 3 縦覧場所：那覇市まちなみ共創部まちなみ整備課（那覇市泉崎1丁目1番1号本庁舎8階）
- 4 縦覧時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土・日曜日及び祝日を除く）

那覇市公告第 16 号
令和 3 年 4 月 8 日
掲 示 済

制限付一般競争入札(事後審査型)の実施について

地方自治法第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

(1) 業務名	令和 3 年度都市公園産業廃棄物処理業務委託
(2) 契約番号	—
(3) 業種	産業廃棄物収集運搬業の許可証を持つ者
(4) 場所	市内都市公園等 90 箇所
(5) 履行期間	契約の日 から 令和 4 年 3 月 31 日
(6) 落札方式	価格競争落札方式
(7) 概要	
①目的	公園維持管理業務の一環として公園内塵芥収集（産業廃棄物）、回収運搬及び処分を行い、年間を通して環境を清潔に維持し衛生の向上を図る。
②規模等	—
③構造形式	—
④工種	—
⑤主要資材	—
(8) 予定価格	4,373,000 円（消費税抜き）
(9) 最低制限価格	—

2 入札参加資格要件 ※入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

(1)	地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
(2)	那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱第 14 条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
(3)	会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格審査願を再度提出し、審査を経て有資格者として認定され資格者名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。）
(4)	経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。（公告日の 3 か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。（3）に該当するものを除く。）
(5)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不適当であると市長が認める者に該当しない者であること。（下請業者も同様とする。）
(6)	開札日において廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条に基づき、金属くず、ガラスくず、廃プラスチックの 3 項目以上の「産業廃棄物収集運搬業」の許可を受けている者。
(7)	廃棄物対策課が作成した業者一覧（一般廃棄物処理許可業者）のうち、産業廃棄物収集運搬業の許可も有し、市内に本店を有する者。

3 落札制限 ※次の各項目のうち一つでも該当すれば、落札することができません。

(1)	那覇市公園管理課以外を通して業務委託等について、本案件は落札制限を受けない。
(2)	那覇市公園管理課を通して行う随意契約の方法により契約を締結したものについて、本案件は落札制限を受けない。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出

本競争の参加希望者は、一般競争入札参加資格審査申請書（以下、「資格審査申請書」という。）を持参により提出しなければならない。 なお、提出期間に資格審査申請書（第 1 号様式）を提出しない者は、本競争に参加することができない。
提出期間及び方法 提出期間：令和 3 年 4 月 9 日（金）午前 9 時～令和 3 年 4 月 13 日（火）午後 5 時 提出方法：那覇市役所 9 階の公園管理課まで持参すること。

5 質問、回答

質問期間及び方法	質問期間：令和3年4月9日（金）午前9時～令和3年4月13日（火）午後5時 質問方法：「質問書」をFAXで提出すること。（質問がない場合は不要） ●提出先：公園管理課 梅原 滝 FAX：951-3206
回答期限及び方法	回答期限：令和3年4月14日（水）午後5時 回答方法：那覇市公園管理課ホームページに掲載する。

6 入札、開札、落札

入札日時及び方法	入札日時：令和3年4月15日（木）午前10時から正午 入札方法：紙（入札書）による入札
開札日時	入札終了後、即時おこなう。
入札・開札場所	那覇市役所7階 701B会議室
落札の保留	開札後に入札参加資格審査を行うため、落札を保留とする。

7 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

提出期限	令和3年4月20日（火）正午
提出方法	公園管理課まで持参すること。
提出書類	(1) 資格審査書類（第5号様式） (2) 誓約書（別記様式1） (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条に基づき、金属くず、ガラスくず、くず、廃プラスチックの3項目以上の「産業廃棄物収集運搬業」の許可証の写し (4) 那覇市内に本店を有することを証明する書類等（登記簿謄本等）

8 入札参加資格要件の事後審査及び落札者の決定

開札後、資格審査書類の事後審査により、落札者を決定する。 落札者決定予定日 令和3年4月22日（木） ※心得 第9、10、11、12条参照。
--

9 入札保証金、契約保証金、支払条件に関する事項

入札保証金	免除する。
契約保証金	免除する。
前 金 払	適用しない。
部 分 払	適用しない。
支払い方法	月割の分割払いとする。

1 0 誓約書兼同意書の提出に関する事項

那覇市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱を平成 24 年 4 月 1 日に施行したことに伴い、下請負契約を締結する全ての下請負業者は、当該下請負契約を直接に発注した相手方に、自身（自社）は暴力団員又は暴力団密接関係者ではない旨の「誓約書兼同意書」の提出が必要となるので、落札者は本案件に関し、下請負契約を締結する際には当該「誓約書兼同意書」を必ず提出させなければならない。また、当該 1 次下請負業者以下の全ての下請負業者にも同様の対応をするよう指導をしなければならない。

※全ての下請負業者には、一人親方、日雇労働者を含む。

※落札者は、契約締結前までに、「誓約書兼同意書」（元請用）を公園管理課へ提出しなければならない。

1 1 その他

提出された関係書類は返却しない。

台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の 2 時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札等は延期となる。延期後の日時は、那覇市公園管理課ホームページで掲載する。

1 2 問合せ先

この公告・入札・開札・契約・設計図書の内容に関すること

那覇市役所 都市みらい部 公園管理課 担当者：梅原 滝

TEL：951-3239 FAX：951-3206

那覇市公告第 22 号
令和 3 年 4 月 15 日
掲 示 済

那覇市精神障がい者地域生活支援センター指定管理者募集について

令和3年7月1日からの那覇市精神障がい者地域生活支援センターの管理を行う法人その他の団体を次のとおり募集いたします。

那覇市長 城 間 幹 子

1 名称及び所在地

- (1) 名称 那覇市精神障がい者地域生活支援センター
- (2) 位置 那覇市長田1丁目24番27号

2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市精神障がい者地域生活支援センター条例第3条に定めるもののほか、那覇市精神障がい者地域生活支援センター指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）のとおり。

3 指定の予定期間

令和3年7月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

4 応募資格

- (1) センターを円滑かつ安定して管理運営できる法人及び団体であること。
- (2) 社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の資格を有し、かつ3年以上の実務経験がある者を3人以上配置すること。
- (3) 県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。
- (4) 国税及び地方税に滞納がないこと。（直近3ヶ年）
- (5) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (6) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止法等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (8) 共同事業体で応募する場合は、構成するすべての団体が上記の条件を満たしていること、応募の際に「共同事業体協定書」を提出すること。なお、「共同事業体協定書」には、代表団体及び責任分担を明記すること。

5 欠格事項

次の事項に該当する場合は、指定管理者の対象から除外します。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 募集要項の内容を遵守しない場合
- (3) その他の不正行為があった場合

6 申請の方法

募集要項のとおり。

7 募集要項等の配布

- (1) 配布期間 令和3年4月15日（木）から同年5月14日（金）まで
- (2) 配布場所 那覇市役所 障がい福祉課 （3階36番窓口）
障がい福祉課ホームページからもダウンロードできます。

8 公募説明会及び施設見学会

令和3年4月26日（月）午後3時～午後5時

※説明会及び施設見学会への参加が、応募要件となっております。

9 申請書類の受付期間

令和3年4月15日（木）から同年5月14日（金）まで

10 お問い合わせ先

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市役所3階 福祉部 障がい福祉課

電話：098-862-3275（直通） F A X：098-862-0621

那覇市公告第 32 号
令和 3 年 4 月 20 日
掲 示 済

都市公園の設置及び供用開始について

都市公園法(昭和31年法律第79号)2条の2及び都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第9条に基づき、下記のとおり公園を設置し供用を開始する。

その関係図書は、公告と同時に那覇市都市みらい部公園管理課において一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- | | | |
|---|---------|----------------|
| 1 | 公園の名称 | はちまんむい公園 |
| | 公園の位置 | 那覇市安里3丁目地内 |
| | 供用開始の期日 | 令和3年4月20日 |
| | 公園の区域 | 別紙位置図のとおり |
| 2 | 公園の名称 | 新都心公園 |
| | 公園の位置 | 那覇市銘苅2丁目地内 |
| | 供用開始の期日 | 令和3年4月20日 |
| | 公園の区域 | 別紙位置図のとおり |
| 3 | 公園の名称 | 久場川公園 |
| | 公園の位置 | 那覇市首里久場川町2丁目地内 |
| | 供用開始の期日 | 令和3年4月20日 |
| | 公園の区域 | 別紙位置図のとおり |

位置図



詳細図



詳細図



位置図



詳細図



那覇市公告第 34 号
令和 3 年 4 月 20 日
掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和 3 年 4 月 7 日

那覇市長宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	ハイサイ市民課首里支所 電話884-4312			
個人情報管理責任者	ハイサイ市民課 首里支所長			
業 務 の 名 称	那覇市ハイサイ市民課首里支所防犯カメラ設置・運用に関すること			
業 務 の 目 的	市民等の権利利益を保護し、市民等が安心してハイサイ市民課首里支所を利用できる安心安全な環境を確保すること			
個人情報の対象者	ハイサイ市民課首里支所を利用する市民等(カメラに写る者)			
業務の開始年月日	令和 3 年 4 月 9 日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☐ 氏 名 ☐ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ そ の 他 ()	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ そ の 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ そ の 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☒ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ そ の 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☐ 本人 ☒ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・ 審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期() ☒ 随時(常時撮影 保管期間20日・機器の仕様による)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第4号に該当)			
個人情報の記録形態	☐ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	庁舎警備は令和2年度まで常駐警備としていたが、令和3年度から「機械と巡回の併用並びに常駐警備」に変更したことによる防犯カメラの導入によるもの。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和3年4月15日

那覇市長 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	こどもみらい部 子育て応援課 電話861-6951			
個人情報管理責任者	こどもみらい部 子育て応援課長			
業 務 の 名 称	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯分)			
業 務 の 目 的	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世代の雇用動向が悪化しており、失業や収入減少の中で子育ての負担も担わなければならない低所得のひとり親世帯は、心身等に特に大きな困難を抱えている。新型コロナウイルスの影響による失業や収入減少の中で、食費等による支出の増加の影響を受け、低所得のひとり親世帯の家計の経常収支は大きく悪化している。このように新型コロナウイルス感染症の影響を受けて損害を受けた低所得のひとり親世帯を見舞う観点から、特別給付金を早期に支給する。			
個人情報の対象者	①令和3年4月分の児童扶養手当受給者 ②公的年金等受給者であり、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている方で、平成31年の収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準であった方 ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっている方			
業務の開始年月日	令和3年4月16日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☒ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☒ 国 籍 ☒ 本 籍 ☒ 続 柄 ☒ 親族関係 ☒ 婚姻離婚 ☐ その他()	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その他 ☐ 心 身	☒ 収 入 ☐ 資産状況 ☒ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☒ その他(扶養・控除) ☐ その他	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 () 上記事項を取扱う理由
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外(本人同意) 法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期() ☒ 随時(令和4年2月末まで申請受付のため)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

那覇市公告第 35 号
令和 3 年 4 月 20 日
掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 8 条の 2 第 2 項で準用する同規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和3年3月18日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	ちゃーがんじゅう 課	目的外利用部課 又 は 提 供 先	健康増進課
業 務 の 名 称	がん検診等受診券発送業務		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☒ 令和 3 年 4 月 2 日 ☐ 随 時 ()		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	要介護 4・5 に該当する住登者データ (個人コード・氏名・生年月日・住所)		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認類型事項 1) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	がん検診等受診券は、年齢等の要件を満たす市民に一斉に自動発送しているが、対象者のうち重度の要介護者については、受診することが困難と思われ、受診券を送付されることを希望しない親族からの問い合わせもあることから、自動発送の対象から除外する。 なお、添付資料のがん検診事業の評価に関する委員会による「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」p34、「別添 5 市町村事業におけるがん検診の対象者の計算方法について」では、要介護4・5の認定者をがん検診対象者から除外している。		
届 出 担 当 部 課	健康増進課 内線6005 (小板橋)		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和3年4月15日

那覇市長 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	こどもみらい部 子育て応援課	目的外利用部課 又は提供先	こどもみらい部 子育て応援課
業 務 の 名 称	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯分)		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は提供をする年月日	☐ 年 月 日 ☒ 随 時(令和3年4月16日以降)		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容	児童扶養手当受給資格者の情報 ・令和3年4月分の児童扶養手当の受給の有無 ・本業務申請時点における児童扶養手当受給資格の有無 ・公的年金等受給による全部停止又は一部停止の有無 ・令和3年4月分児童扶養手当を受給の有無 ・平成31年収入が支給制限限度額未満該当の可否 ・本業務申請時点における児童扶養手当受給資格が有る方の収入見込みが支給制限限度額未満該当の可否		
目的外利用又は提供をする根拠条項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (保有個人情報の目的外利用又は外部提供を行うことができる類型事項1 ※平成18年3月29日審議会承認) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は提供をする理由	本業務の給付金支給対象者は、児童扶養手当受給資格者を対象としていることから、児童扶養手当業務で保有している情報を活用することで本業務を効率的に実施できるため。		
届出担当部課	こどもみらい部 子育て応援課 電話 861-8951		

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第2号

令和3年4月13日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第11条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 534 号
指定工事店名	株式会社フジ設備工業
営業所所在地	沖縄県沖縄市桃原一丁目4番20号
代表者氏名	仲村 章
有効期間	自 令和3年4月7日
	至 令和8年3月31日

那覇市上下水道局告示第3号

令和3年4月19日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第11条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 535 号
指定工事店名	エミコム [emicom]
営業所所在地	沖縄県那覇市西2-20-11
代表者氏名	新崎 恵美子
有効期間	自 令和3年4月13日
	至 令和8年3月31日

正 誤

○那覇市公報第1786号の正誤

2021（令和3）年4月15日付け那覇市公報第1786号の那覇市選挙管理委員会告示第1号について、次のとおり訂正する。

〔訂正前〕

682 頁～685 頁

那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程（平成5年選挙管理委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における<u>選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営</u>に関する規程 （選挙運動用自動車の使用等の契約締結の届出） <u>第1条</u> 那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例（平成5年那覇市条例第5号。以下「自動車条例」という。）第2条又は那覇市議会議員及び那覇市長の選挙におけるポスターの作成の公営に関する条例（平成5年那覇市条例第4号。以下「ポスター条例」という。）第2条の規定の適用を受けようとする者は、<u>自動車条例第3条又はポスター条例第3条</u>に規定する有償契約を締結した場合には、直ちに（立候補の届出前に当該契約を締結した場合には立候補の届出後直ちに）、当該契約に関	那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における<u>選挙運動の公費負担</u>に関する規程 （目的） <u>第1条</u> この規程は、<u>那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和3年那覇市条例第3号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関し必要な事項を定めることを目的とする。</u> （選挙運動用自動車の使用等の契約締結の届出） <u>第2条</u> <u>条例第2条、第6条又は第9条の規定の適用を受けようとする者は、条例第3条、第7条又は第10条に規定する有償契約を締結した場合には、直ちに（立候補の届出前に当該契約を締結した場合には立候補の届出後直ちに）、選挙運動用自動車の使用の契約届出書（第1号様式）、選挙運動用ビラ作成契約届出書（第2号様式）又は選挙運動用ポスター作成契約届出書（第3号様式）に当該契約に関する書面の写しを添えて、条例第3条、第7条又は第10条の規定による届出をしなければならない。</u>

する書面の写しを添えて、自動車条例第3条又はポスター条例第3条の規定による届出をしなければならない。

2 前項の規定による届出書は、第1号様式のとおりとする。

(選挙運動用自動車の使用等の公営の確認申請等)

第2条 那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における候補者(前条第1項の届出をした者に限る。以下「候補者」という。)は、自動車条例第4条第2号イ又はポスター条例第4条の規定による確認を受けようとする場合には、那覇市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)に第2号様式の確認申請書を提出しなければならない。

2 委員会は、前項の確認申請書の内容等を審査し、適正であると認めたときは、第3号様式の確認書を交付する。

(燃料供給業者等への確認書の提出)

第3条 候補者は、前条第1項の確認を受けた場合には、直ちに、同条第2項の確認書を、自動車条例第3条に規定する有償契約を締結した選挙運動用自動車の燃料を供給する者(以下「燃料供給業者」という。)又はポスター条例第3条の規定する有償契約を締結したポスターの作成を業とする者(以下「ポスター作成業者」という。)に提出しなければならない。

(契約業者への選挙運動用自動車使用証明書等の提出)

第4条 候補者は、選挙運動用自動車使用証明書又はポスター作成証明書を、自動車条例第3条に規定する有償契約を締結した一般乗用旅客自動車運送事業を営営す

(選挙運動用自動車の使用等の公費負担の確認申請等)

第3条 候補者(前条の届出をした者に限る。以下同じ。)は、条例第4条第2号イ、第8条又は第11条の規定による確認を受けようとする場合には、那覇市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)に対し選挙運動用自動車燃料代確認申請書(第4号様式)、選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書(第5号様式)又は選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書(第6号様式)を提出しなければならない。

2 前項の確認は、委員会が交付する選挙運動用自動車燃料代確認書(第7号様式)、選挙運動用ビラ作成枚数確認書(第8号様式)又は選挙運動用ポスター作成枚数確認書(第9号様式)による。

(燃料供給業者等への確認書の提出)

第4条 候補者は、前条第1項の確認を受けた場合には、直ちに、同条第2項の確認書を、条例第3条に規定する有償契約を締結した選挙運動用自動車の燃料を供給する者(以下「燃料供給業者」という。)、条例第7条に規定する有償契約を締結したビラの作成を業とする者(以下「ビラ作成業者」という。))又は条例第10条に規定する有償契約を締結したポスターの作成を業とする者(以下「ポスター作成業者」という。)に提出しなければならない。

(契約業者等への選挙運動用自動車使用証明書等の提出)

第5条 候補者は、選挙運動用自動車使用証明書(第10号様式)、選挙運動用ビラ作成証明書(第11号様式)又は選挙運動用ポスター作成証明書(第12号様式)を、使用又

る者その他の者又はポスター作成業者(以下「契約業者」という。)に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する選挙運動用自動車使用証明書及びポスター作成証明書は、それぞれ第4号様式及び第5号様式に準じて作成しなければならない。

(請求書の提出)

第5条 契約業者は、自動車条例第4条又はポスター条例第4条の規定による請求をしようとする場合には、請求書に前条第1項の選挙運動用自動車使用証明書又はポスター作成証明書(燃料供給業者又はポスター作成業者にあつては当該証明書のほかに第2条第2項の確認書)を添えて、当該選挙の期日後30日以内に、これを那覇市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する請求書は、第6号様式に準じて作成しなければならない。

[第1号様式 別記]

[第2号様式 別記]

は作成の実績に基づき作成し、条例第3条に規定する有償契約を締結した一般乗用旅客自動車運送事業を営業者その他の者、ビラ作成業者又はポスター作成業者(以下「契約業者等」という。)に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、燃料供給業者に同項の選挙運動用自動車使用証明書を提出するときは、これに燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものの写しを添付しなければならない。

(請求書の提出)

第6条 契約業者等は、条例第4条、第8条又は第11条の規定による請求をしようとする場合には、請求書(第13号様式)に前条の選挙運動用自動車使用証明書、選挙運動用ビラ作成証明書又は選挙運動用ポスター作成証明書(当該証明書のほかに、燃料供給業者にあつては第3条第2項の確認書及び前条第2項に規定する書面の写し、ビラ作成業者又はポスター作成業者にあつては第3条第2項の確認書)を添えて、市長に提出しなければならない。

(その他必要な事項)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、その都度委員会が定める。

[第1号様式 別記]

[第2号様式 別記]

[第3号様式 別記]	[第3号様式 別記]
[第4号様式 別記]	[第4号様式 別記]
[第5号様式 別記]	[第5号様式 別記]
[第6号様式 別記]	[第6号様式 別記]
	[第7号様式 別記]
	[第8号様式 別記]
	[第9号様式 別記]
	[第10号様式 別記]
	[第11号様式 別記]
	[第12号様式 別記]
	[第13号様式(その1) 別記]
	[第13号様式(その2) 別記]
	[第13号様式(その3) 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。 5 改正後様式の表示に対応する改正様式の表示がない場合には、当該改正後様式を加える。	

付 則(令和3年4月1日選管告示第1号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

[訂正後]

那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程(平成5年那覇市選挙管理委員会告示第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程</u> (選挙運動用自動車の使用等の契約締結の届出) <u>第1条</u> <u>那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例(平成5年那覇市条例第5号。以下「自動車条例」という。)</u>第2条又は<u>那覇市議会議員及び那覇市長の選挙におけるポスターの作成の公営に関する条例(平成5年那覇市条例第4号。以下「ポスター条例」という。)</u>第2条の規定の適用を受けようとする者は、<u>自動車条例第3条又はポスター条例第3条</u>に規定する有償契約を締結した場合には、直ちに(立候補の届出前に当該契約を締結した場合には立候補の届出後直ちに)、当該契約に関する書面の写しを添えて、<u>自動車条例第3条又はポスター条例第3条</u>の規定による届出をしなければならない。 2 前項の規定による届出書は、第1号様式	<u>那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程</u> (目的) <u>第1条</u> この規程は、<u>那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(令和3年那覇市条例第3号。以下「条例」という。)</u>第12条の規定に基づき、<u>那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関し必要な事項を定めることを目的とする。</u> (選挙運動用自動車の使用等の契約締結の届出) <u>第2条</u> <u>条例第2条、第6条又は第9条の規定の適用を受けようとする者は、</u><u>条例第3条、第7条又は第10条に規定する有償契約を締結した場合には、直ちに(立候補の届出前に当該契約を締結した場合には立候補の届出後直ちに)、選挙運動用自動車の使用の契約届出書(第1号様式)、選挙運動用ビラ作成契約届出書(第2号様式)又は選挙運動用ポスター作成契約届出書(第3号様式)に当該契約に関する書面の写しを添えて、</u><u>条例第3条、第7条又は第10条の規定による届出をしなければならない。</u>

のとおりとする。

(選挙運動用自動車の使用等の公営の確認申請等)

第2条 那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における候補者(前条第1項の届出をした者に限る。以下「候補者」という。)は、自動車条例第4条第2号イ又はポスター条例第4条の規定による確認を受けようとする場合には、那覇市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)に第2号様式の確認申請書を提出しなければならない。

2 委員会は、前項の確認申請書の内容等を審査し、適正であると認めたときは、第3号様式の確認書を交付する。

(燃料供給業者等への確認書の提出)

第3条 候補者は、前条第1項の確認を受けた場合には、直ちに、同条第2項の確認書を、自動車条例第3条に規定する有償契約を締結した選挙運動用自動車の燃料を供給する者(以下「燃料供給業者」という。)又はポスター条例第3条の規定する有償契約を締結したポスターの作成を業とする者(以下「ポスター作成業者」という。)に提出しなければならない。

(契約業者への選挙運動用自動車使用証明書等の提出)

第4条 候補者は、選挙運動用自動車使用証明書又はポスター作成証明書を、自動車条例第3条に規定する有償契約を締結した一般乗用旅客自動車運送事業を営業者その他の者又はポスター作成業者(以下「契約業者」という。)に提出しなければならない。

(選挙運動用自動車の使用等の公費負担の確認申請等)

第3条 候補者(前条の届出をした者に限る。以下同じ。)は、条例第4条第2号イ、第8条又は第11条の規定による確認を受けようとする場合には、那覇市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)に対し選挙運動用自動車燃料代確認申請書(第4号様式)、選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書(第5号様式)又は選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書(第6号様式)を提出しなければならない。

2 前項の確認は、委員会が交付する選挙運動用自動車燃料代確認書(第7号様式)、選挙運動用ビラ作成枚数確認書(第8号様式)又は選挙運動用ポスター作成枚数確認書(第9号様式)による。

(燃料供給業者等への確認書の提出)

第4条 候補者は、前条第1項の確認を受けた場合には、直ちに、同条第2項の確認書を、条例第3条に規定する有償契約を締結した選挙運動用自動車の燃料を供給する者(以下「燃料供給業者」という。)、条例第7条に規定する有償契約を締結したビラの作成を業とする者(以下「ビラ作成業者」という。)又は条例第10条に規定する有償契約を締結したポスターの作成を業とする者(以下「ポスター作成業者」という。)に提出しなければならない。

(契約業者等への選挙運動用自動車使用証明書等の提出)

第5条 候補者は、選挙運動用自動車使用証明書(第10号様式)、選挙運動用ビラ作成証明書(第11号様式)又は選挙運動用ポスター作成証明書(第12号様式)を、使用又は作成の実績に基づき作成し、条例第3条に規定する有償契約を締結した一般乗用旅客自動車運送事業を営業者その他の者、ビラ作成業者又はポスター作成

2 前項に規定する選挙運動用自動車使用証明書及びポスター作成証明書は、それぞれ第4号様式及び第5号様式に準じて作成しなければならない。

(請求書の提出)

第5条 契約業者は、自動車条例第4条又はポスター条例第4条の規定による請求をしようとする場合には、請求書に前条第1項の選挙運動用自動車使用証明書又はポスター作成証明書(燃料供給業者又はポスター作成業者にあつては当該証明書のほかに第2条第2項の確認書)を添えて、当該選挙の期日後30日以内に、これを那覇市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する請求書は、第6号様式に準じて作成しなければならない。

[第1号様式 別記]
[第2号様式 別記]
[第3号様式 別記]
[第4号様式 別記]
[第5号様式 別記]

業者(以下「契約業者等」という。)に提出しなければならない。

2 前項の場合において、燃料供給業者に同項の選挙運動用自動車使用証明書を提出するときは、これに燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものの写しを添付しなければならない。

(請求書の提出)

第6条 契約業者等は、条例第4条、第8条又は第11条の規定による請求をしようとする場合には、請求書(第13号様式)に前条の選挙運動用自動車使用証明書、選挙運動用ビラ作成証明書又は選挙運動用ポスター作成証明書(当該証明書のほかに、燃料供給業者にあつては第3条第2項の確認書及び前条第2項に規定する書面の写し、ビラ作成業者又はポスター作成業者にあつては第3条第2項の確認書)を添えて、市長に提出しなければならない。

(その他必要な事項)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、その都度委員会が定める。

[第1号様式 別記]
[第2号様式 別記]
[第3号様式 別記]
[第4号様式 別記]
[第5号様式 別記]

[第6号様式 別記]	[第6号様式 別記] [第7号様式 別記] [第8号様式 別記] [第9号様式 別記] [第10号様式 別記] [第11号様式 別記] [第12号様式 別記] [第13号様式(その1) 別記] [第13号様式(その2) 別記] [第13号様式(その3) 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。 5 改正後様式の表示に対応する改正様式の表示がない場合には、当該改正後様式を加える。	

付 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

